

「本庄市クーリングシェルター」の指定等に関する要領

1 趣旨

この要領は、市民その他の者（以下「利用者」という。）の熱中症による健康に係る被害の発生を防止するため、暑さをしのげる場所等として市内の施設を「本庄市クーリングシェルター」として指定すること等に関して、気候変動適応法（以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

「本庄市クーリングシェルター」に指定された施設は、暑さをしのげる場所及び法第21条に定める指定暑熱避難施設として次の内容を実施する。

- (1) 空調の適切な維持管理
- (2) 運用期間中は、開放可能日時及び受け入れ人数内において、休憩場所を無料で提供する
- (3) 休憩場所へ、休憩用の椅子等の設置（既存のもので可）
- (4) 利用者が熱中症対策のために持ち込む飲料の許諾
- (5) 問い合わせがあった場合の休憩場所や飲料購入場所等の案内
- (6) 施設の出入り口等の見やすい場所へ案内ポスター等の掲示
- (7) 環境省の熱中症予防情報について積極的に取得し、把握に努める
- (8) 利用者への対応及び市への対応報告

3 指定基準

「本庄市クーリングシェルター」の指定基準は、市内に所在を有し、次の条件を満たす施設とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 熱中症特別警戒情報が本庄市に発表された時、指定暑熱避難施設として利用者に開放できること
- (3) 滞在に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること
- (4) 市のホームページ等で公表が可能であること
- (5) 利用者へ熱中症予防の飲食物等の案内を除く営利活動や勧誘を行わないこと
- (6) 公序良俗に反する施設ではないこと

4 運用期間

「本庄市クーリングシェルター」の運用期間は、法第18条に規定する熱中症警戒情報の運用期間と同一期間とする。なお、運用できる日及び時間は、施設の状況に応じる。

5 指定等

「本庄市クーリングシェルター」の指定等については、次のとおりとする。

(1) 申請方法

指定を受けようとする市内の施設又は店舗等を有する施設管理者ならびに事業者（以下「事業者」という。）は、「本庄市クーリングシェルター申込申請書」を提出しなければならない。

(2) 指定と変更

市は、応募があった施設のうち「3 指定基準」を満たすものを、市長が本庄市クーリングシェルターに指定する。指定にあたり、市は事業者との間において、協定を締結するものとする。なお、申込申請書記載の内容に変更があった場合は、事業者は市へ「本庄市クーリングシェルター変更申請書」を提出し、改めて協定を締結するものとする。

ただし、公共施設にあっては、施設管理を行っている所属長の同意により、指定を行うことができるものとする。

(3) 指定の期間と更新

指定の期間は、指定の日から年度末の 3 月31日までとし、「本庄市クーリングシェルター」の指定を受けた事業者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

(4) 指定の解除

市は、指定の期間中であっても、次の要件により指定を解除することができる。

- ①指定基準の要件を満たさなくなった場合
- ②事業者より指定解除の申し出があった場合
- ③市が「本庄市クーリングシェルター」としてふさわしくないと判断した場合

6 その他

次の要件のほか、要領及び協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるとき、または協定について疑義が生じたときは、その都度協議して定める。

- (1)「本庄市クーリングシェルター」実施によって発生し、かかる費用は、事業者において負担するものとする。
- (2)「本庄市クーリングシェルター」の利用者が当該施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負わない。